

議会改革特別委員会中間報告書

令和6年2月5日中間報告以来、現在までの経過及び結果を次のとおり中間報告する。

令和6年5月16日

伊東市議会議長 中島弘道様

議会改革特別委員会

委員長 大川勝弘

○経過及び結果

1 令和6年4月11日 委員会

まず、予算・決算の審議・審査方法の見直しについて協議を行った。

前回の委員会に引き続き、予算・決算議案の分割付託は見直すとの方向性の下、予算・決算特別委員会を設置した場合における本会議での質疑方法について、事前に各会派等に意見照会を行い、その結果を基に協議を行った。なお、意見照会については、質疑方法として、「ア（予算・決算）大綱質疑の維持」、「イ 大綱質疑を廃止し、補正予算審議と同形式で実施」、「ウ 委員会での総括質疑に委ね、『質疑なし』で運用」、「エ その他」の4つから選択する形式とした。

委員からは、本見直しの大本は、予算・決算議案において現状行われている分割付託の解消であることから、まずはその点に注力した見直しにするため、予算・決算特別委員会を設置し、その他は現状維持とすることが望ましいとして、大綱質疑を維持すべしとの意見や、前期の議会活動活性化協議会での議論や、個別な詳細審査だけではなく、予算科目等にとらわれず全体的な視点からの審査の必要性から、委員会における締めくくりの総括質疑を導入されたいとの意見などがあった。これら意見を受け、委員長において、質疑方法としては様々な形式が考えられ、一論とするにはさらに時間を要することから、現時点では、分割付託の解消を第一とし、現行の大綱質疑制を維持した上で予算・決算特別委員会を設置し、予算・決算の審議・審査方法の見直しの協議を前進させたいとの提案を行った。

これを受け、委員から、大綱質疑については、従前からその在り方に関する問題提起がされるなど課題も見受けられることから、質疑方法として維持する中でも、運用方法等を改めて精査されたい旨の意見や、質疑方法については、充実した予算・決算の審議・審査につながるよう、今後も常に検討されたい旨の意見があった。このほか、委員から、他市議会の事例研究等での視察等を希望する意見などもあった。

以上の協議を経て、委員長からの提案については了承が得られ、次回の委員会において、予算・決算特別委員会の設置に向けた細かな検討事項の精査に入っていくこととした。

続いて、常任委員会の同時開催の解消について協議を行った。

まず、協議事項の概要について、事務局から以下のとおり説明がされた。常任委員会の同時開催の解消の目的については、全議員が所属する委員会だけでなく全ての委員会が傍聴できることで、充実した議案等の審議につながるとともに、市民への公開機会の確保を目的として見直しを図るものであること。デメリットとして、委員会制度の趣旨に反する運営となること、現状より会期日数の増加が見込まれるとの説明があり、また、同時開催が解消された場合は、全議員が全ての常任委員会の内容を把握できる状況となることから、現状、本市議会において、傍聴できない委員会があることを前提に、詳細かつ丁寧な内容としている最終本会議における、委員長が登壇しての委員長報告については簡素化の検討が可能となり、それに付随して会期日数の増加幅を縮減させられるとの説明があり、これらを勘案した中で議論を進められたい旨の説明がされた。本議題については、上記の説明内容を踏まえた上で会派等において議論を行っていただき、改めて次回の委員会において協議を行うこととした。

次に、その他として、次回委員会の開催日程について協議を行い、次回については、令和6年5月13日、16日、17日の3日間を候補日とし、改めて調整を図ることで異議なく了承された。

2 令和6年5月16日 委員会

前回到引き続き、予算・決算の審議・審査方法の見直しについて協議を行った。

協議内容として、前回の委員会において、分割付託の解消を図るため、分科会方式を採用しての予算・決算特別委員会の設置の方向性が決定したことから、特別委員会設置に際する検討事項を精査していくこととした。

検討事項については、議案審議・審査の流れに沿い、現状において考えうる事項につ

いて、その課題及び対応策を委員長案として提示し、議案審議・審査の流れの区分ごとに検討を行った。なお、最終的な検討事項に対する対応案の決定については、次回の委員会において行うこととし、本委員会では、委員長案の提示までにとどめることとした。検討を行った事項については、以下のとおりである。

審査の流れ

○本会議〔特別委員会の設置、議案の付託〕

- ・設置の時期及び期間
- ・委員会の名称
- ・委員会の所管
- ・委員会の構成

○予算・決算特別委員会〔全体会・分科会前〕

- ・開催場所
- ・委員席
- ・正副委員長の互選
- ・分科会の名称
- ・分科会の構成
- ・分科会の所管
- ・当局側の出席
- ・委員会の公開、傍聴
- ・委員会の記録

○予算・決算特別委員会〔分科会〕

- ・開催場所及び開催時期
- ・分科会責任者等の選任と名称
- ・分科会での採決
- ・分科会での継続審査
- ・分科会での修正
- ・分科会審査報告書
- ・当局側の出席
- ・分科会の定足数
- ・分科会の公開、傍聴

- ・分科会の要点記録等

○予算・決算特別委員会〔全体会・分科会後〕

- ・開催場所
- ・委員席
- ・議場の運用
- ・当局側の出席
- ・委員会の公開、傍聴
- ・委員会の記録

○本会議〔最終本会議〕

- ・委員長報告内容

協議において、委員から、予算・決算特別委員会として審査対象とする予算科目や当局の出席方針など、特別委員会設置後における見直しの方向性を確認する質疑があり、委員長において、分割付託解消のため、まずは予算・決算特別委員会を設置することに注力する中での暫定的な対応案であり、今後、運用していく中で随時見直しを図ることが可能であると認識しているとの答弁をした。

続いて、分科会における採決に関し、その必要性を問う質疑があり、委員長において、法的な規定等はないものの、本市議会におけるこれまでの委員会審査の流れを踏まえた上での提案としているとの答弁をした。これを受け、委員から、分科会報告の形式如何により、その必要性が変わるとの意見が述べられ、その点も踏まえ、各会派等で議論いただくこととした。

このほか、予算・決算特別委員会については、常任委員会と同様、制限公開とするとの提案に関連し、委員会における制限公開主義の理由が確認され、法的に公開すべき規定等はない中、様々な文献等における解釈として、議案の詳細な審査を腹藏なく行うため、傍聴等を許可制とするのが望ましいとされていることが確認された。以上が主な協議の内容であり、これを踏まえ、各会派等において議論を行っていただき、次回の委員会において改めて協議を行い、決定することとした。

続いて、前回に引き続き、常任委員会の同時開催の解消について協議を行った。

本議題については、事前に各会派等に意見照会を行った上で、その結果を基に協議を行った。各会派等の主な意見としては、一般社会では、様々な分野において効率化が図られている中、決定に至るまでのプロセスに時間を要することとなる本見直しについて

は、時代の動きに逆行しているとの疑念はありつつも、審議・審査方法を見直している中で、議案審議をさらに充実させるものとの提案趣旨も理解できることから、別日開催に同意するとの意見や、議案審議の充実化を図るためには、議員が全ての常任委員会の内容を知ることは重要であり、また、市民への公開機会の拡充の点からも、日程的に可能である場合は別日開催を希望するとの意見などがあった。

上記の意見等を踏まえ、委員長において、常任委員会の同時開催については解消していくとしてこれを諮り、異議なく了承された。

以上のとおり、常任委員会の別日開催が決定したことから、引き続いて、委員長報告の簡素化について協議を行うこととし、その概要について、事務局から以下のとおり説明がされた。

委員長報告の簡素化の目的は、常任委員会が別日開催となることで、会期日数の増加が予想され、その対応策として、委員長報告を簡素化することで報告の作成期間の短縮を図り、会期日数の増加幅を縮減しようとするもの。簡素化が可能となる理由として、3常任委員会が別日開催となったことで、全議員が全ての常任委員会の傍聴が可能となり、全ての常任委員会における審査内容を議員自身にて把握できる状況となるため、従前より詳細な内容として報告していた委員長報告の必要性が低下すること。委員長報告の副次的な意味として、市民への委員会内容の公開という側面も持つが、現状においても行われている委員会要点記録の公開により補完できることの説明がされた。

この説明を受け、委員から、会期日数増加への対応策として委員長報告の簡素化を行うことは、報告の必要性等を踏まえた上での見直しとは言えず、合理的な理由とは言えないとの疑問が呈され、事務局から、会期日数の増加は避けられず、その対応を考察することは必要であるとともに、全議員が自ら全ての委員会の内容を把握できる状況となるため、詳細な委員長報告の必要性が低下するとの説明が改めてなされた。これらの議論を踏まえ、委員長報告の簡素化については、常任委員会の同時開催の解消が図られたことで議員が全ての常任委員会の審査内容を把握できる状況となり、委員長報告の必要性が低下することから見直すものであることを確認し、委員間において共有が図られた。

その後、会議の休憩中における協議等も踏まえ、委員長報告については、審査結果のみの報告として簡略化した上で行うことで異議なく了承された。

続いて、常任委員会を別日開催とする定例会の時期について協議を行った。委員からは、既に全委員が同時開催の解消に同意している状況を踏まえ、次期定例会である令和

6年6月定例会からの実施を希望する意見があり、委員長においてこの旨を諮り、異議なく了承された。

以上により、常任委員会の同時開催の解消については協議を終了とする旨を諮り、異議なく了承された。なお、次期定例会までの間に、本委員会を改めて開催する時間的余裕がないことから、本議題に対する報告書については、正副委員長に一任いただくこととした。

最後に、その他として、次回委員会の開催日程について協議を行い、7月初旬の開催をめどに、改めて調整を図ることで異議なく了承された。

以 上